

大館市の歴史的風致維持向上計画の認定

～秋田県初、東北で8番目の認定～

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、秋田県大館市から計画認定申請があった歴史的風致維持向上計画について、3月17日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。

東北地方整備局管内では、これまで7市町（弘前市、白河市、多賀城市、鶴岡市、国見町、磐梯町及び桑折町）が認定を受けているところですが、秋田県では初の認定となります。

なお、当日は、下記のとおり、藤井国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を市長に対して直接交付します。

- 認定式の日時 平成29年3月17日（金） 10：30～
○認定式の場所 国土交通省（中央合同庁舎3号館）4階
藤井国土交通大臣政務官室（千代田区霞が関2-1-3）

○取材について

- ・冒頭より認定証の手交までカメラ撮り可能です。
- ・認定式終了後に市長へのぶら下がり取材が可能です。
- ・カメラ撮りをご希望の方は、10:15までに4階エレベーターホールにお集まりください。
- ・国会審議等の状況により、開催時間が変更になる場合があります。
- ・山梨県甲州市と熊本県湯前町についても同日認定されます。

<記者発表先> 秋田県政記者会、大館市記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

【問い合わせ先】

[別添についての問い合わせ先]

- 東北地方整備局 TEL:022(225)2171
建政部 計画・建設産業課長 佐藤 孝（内6121）
計画・建設産業課長補佐 田中 昇（内6132）

[認定式・計画内容等の問い合わせ先]

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 三井、酒井
TEL：03(5253)8111(内線32983,32986) 03(5253)8954(直通)
FAX：03-5253-1593
- 文化庁 文化財部 伝統文化課 文化財保護調整室 石崎、佐々木
TEL：03(5253)4111(内線2869,2415)
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 久保、清水
TEL：03(3502)6004

○歴史的風致維持向上計画の認定について

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものです。

東北地方整備局では、大館市の歴史的風致維持向上計画に基づく各種の取組に対し、社会資本整備総合交付金等を用いた支援を行ってまいります。

◇東北地方整備局管内のこれまでの認定状況

これまで、東北地方整備局管内では7都市が認定を受けており、今回の大館市の認定により、計8都市となります。（全国では62都市）

	市町村	認定日
1	弘前市	平成22年 2月 4日
2	白河市	平成23年 2月 23日
3	多賀城市	平成23年 12月 6日
4	鶴岡市	平成25年 11月 22日
5	国見町	平成27年 2月 23日
6	磐梯町	平成28年 1月 25日
7	桑折町	平成28年 3月 28日
8	大館市	平成29年 3月 17日

○大館市の計画の概要

大館市歴史的風致維持向上計画（秋田県大館市 認定申請日 H29.3.3）

重要文化財「大館八幡神社」等と、大館神明社例祭の大館囃子や田代岳の作占い、天然記念物「秋田犬」の保存・継承活動等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、大館八幡神社保存補修や道路美装化、伝統的工芸品(大館曲げわっぱ)活動支援事業等が位置づけられています。



【大館囃子】

※ 今回認定を受ける歴史的風致維持向上計画については、国土交通省本省及び大館市のホームページに17日以降に公開されます。

・国土交通省 HP：http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

・大館市 HP：<http://www.city.odate.akita.jp/dcity/odatedl.nsf/rekisimati/133-7746.html>

※歴史まちづくり法の概要については、下記ホームページをご参照下さい。

・国土交通省 HP：http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000003.html

※東北地方整備局の歴史まちづくりについては、下記ホームページをご参照下さい。

・東北地方整備局 HP：

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/machishien/rekimachi/rekimachi.htm>

大館市の維持向上すべき歴史的風致

計画期間
平成29年度(2017)～平成38年度(2026)

大館市は、秋田県の北部を流れる米代川の中流域にあり、秋田・青森・岩手県の結節点に位置する交通の要衝である。この地方は古の時代「ひない」と呼ばれ、平安後期は奥州藤原氏、鎌倉時代には浅利氏の支配する地であった。近世に入り大館佐竹氏により形成された城下町が、その後の大館市の発展の礎となり、今も城下町時代の道や地名が残っている。

豊かな自然環境の中で、天然記念物秋田犬が生まれ、霊峰田代岳の作占いや鳳凰山周辺に残る信仰、市内各地に残る郷土芸能などの歴史や文化が受け継がれ、歴史的建造物とともに大館市固有の歴史的風致が形成されている。

1. 大館城下の町割りに残る歴史的風致

江戸時代の初めに大館佐竹氏により作られた城下町大館には、町割り当時の地名が今に残る。大館神明社の秋の例祭ではその町内を御神輿が巡り、山車が賑やかに奏でながら練り歩く。

また城下が開かれた「市」が起源と伝えられる大館アメッコ市が冬の風物詩として現代に受け継がれている。



大館神明社に参拝する山車

2. 扇田神明社をめぐる歴史的風致

扇田神明社には、住民が誇りとする佐竹宗家ゆかりの御神輿があり、毎年7月の例祭では扇田地区を古式に則って渡御される。

また、火伏祭りのジャジャシコは、各家々を祓い清めて回る、春一番の風物詩である。

扇田の人々は古くからの例祭や行事を、伝統としきたりを守って現代に受け継いでいる。



扇田神明社例祭の神事

3. 田代岳の作占いに見る歴史的風致

田代岳は、山そのものが御神体で、毎年7月2日頃の半夏生に、9合目湿原の池塘で行う作占いの神事が続けられている。

山頂の田代山神社の例祭を訪れる参拝者は、豊作と家内安全を願い、笹やツゲを持ち帰り、田の水口に立てて虫除けとする習わしが今も続いている。



半夏生の参拝登山

4. 天然記念物「秋田犬」を守り育てる歴史的風致

秋田犬は大館の先人たちが結成した秋田犬保存会の尽力により、日本で初めて天然記念物に指定された。保存会は展示会を開催するなど現在まで、その血脈を守り続けている。

大館駅前には、大館生まれの秋田犬である忠犬ハチ公の像があり、毎年慰霊祭や生誕祭が行われている。

市内各地に秋田犬の像やデザインがあり、秋田犬を愛する市民の深い愛情が受け継がれている。



秋田犬本部展示会

5. 鳳凰山周辺に見る歴史的風致

鳳凰山の麓に造られた岩神貯水池は、長い間農業や市民の生活を支えてきた。その上流部には古くから雨乞いの場所として信仰を集めてきた沼窪神社があり例祭が続けられている。

貯水池の周辺にはたくさんの桜が植樹され、四季折々の姿を見せる鳳凰山大文字とともに、ふるさとの風景として多くの市民に愛されている。

市街地からみる鳳凰山

6. 浅利氏ゆかりの独鈷の歴史的風致

比内地域の独鈷には、中世大館地方を治めた浅利氏の居城のあった十狐城跡のほか、大日神社(大日堂)、諏訪の松、諏訪八幡神社、お茶ノ水や独鈷囃子など浅利氏ゆかりの史跡や民俗芸能が残されている。

これら中世からの文化財は、かつての十狐城主浅利則頼公を敬愛する地域の人々や団体により、今も守り伝えられている。

大日神社に奉納される独鈷囃子

0 5km 10km

大館市の重点区域における施策・事業概要

重点区域の名称 大館市歴史的風致維持向上地区
重点区域の面積 397ha

重点区域において、町なみの景観の保全や形成、歴史的建造物の保存や活用などの事業を実施し、歴史的風致の維持向上を図るとともに、市の全域においても歴史的資源を活かすことのできる事業を実施して、市民が誇りをもてる「大館の未来を紡ぐものがたりづくり」を進めていくものとする。

1. 大館城跡と周辺の町なみの景観保全・形成

① 桂城公園(大館城本丸跡)修景整備事業

大館城本丸跡の桂城公園を、新庁舎建設事業と連携して、城址公園にふさわしい景観の形成と、にぎわいの創出をめざす。



桜が満開の桂城公園

④ 道路美装化整備事業

町割りの中に点在する歴史的建造物の周辺の道路を美装化し、回遊性と町なみの景観向上を図る。



料亭街の通り

2. 歴史的建造物の保存・活用

- ⑥ 重要文化財(大館八幡神社)保存補修事業
- ⑦ 登録有形文化財(桜櫓館)保存補修事業
- ⑧ 大館神明社保存補修事業

大館八幡神社や桜櫓館、大館神明社などの歴史的な建造物を保存補修し、後世に継承する。



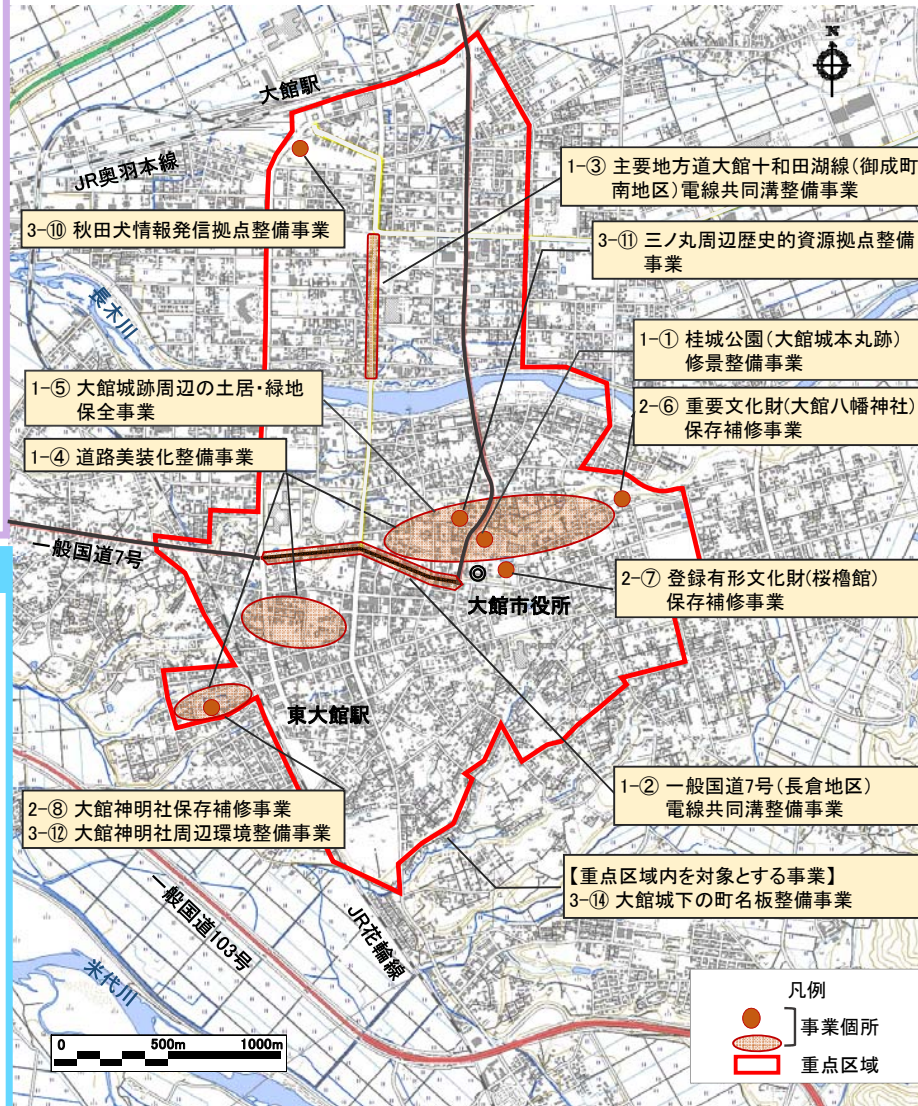
重要文化財(大館八幡神社)



登録有形文化財(桜櫓館)



大館神明社



【重点区域内を対象とする事業】
3-14 大館城下の町名板整備事業

凡例
● 事業個所
■ 重点区域

3. 歴史的風致の認識向上と情報発信

⑩ 秋田犬情報発信拠点整備事業

天然記念物秋田犬の歴史や文化の情報を発信し、地域の歴史的資源を巡るまち歩きを推進を図る。



ハチ公の駅(仮称)整備イメージ図

4. 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承

⑲ 無形民俗文化財・郷土芸能活動調査支援事業

民俗文化財や郷土芸能の調査や記録保存を行い、活動を継続するための支援につなげる。



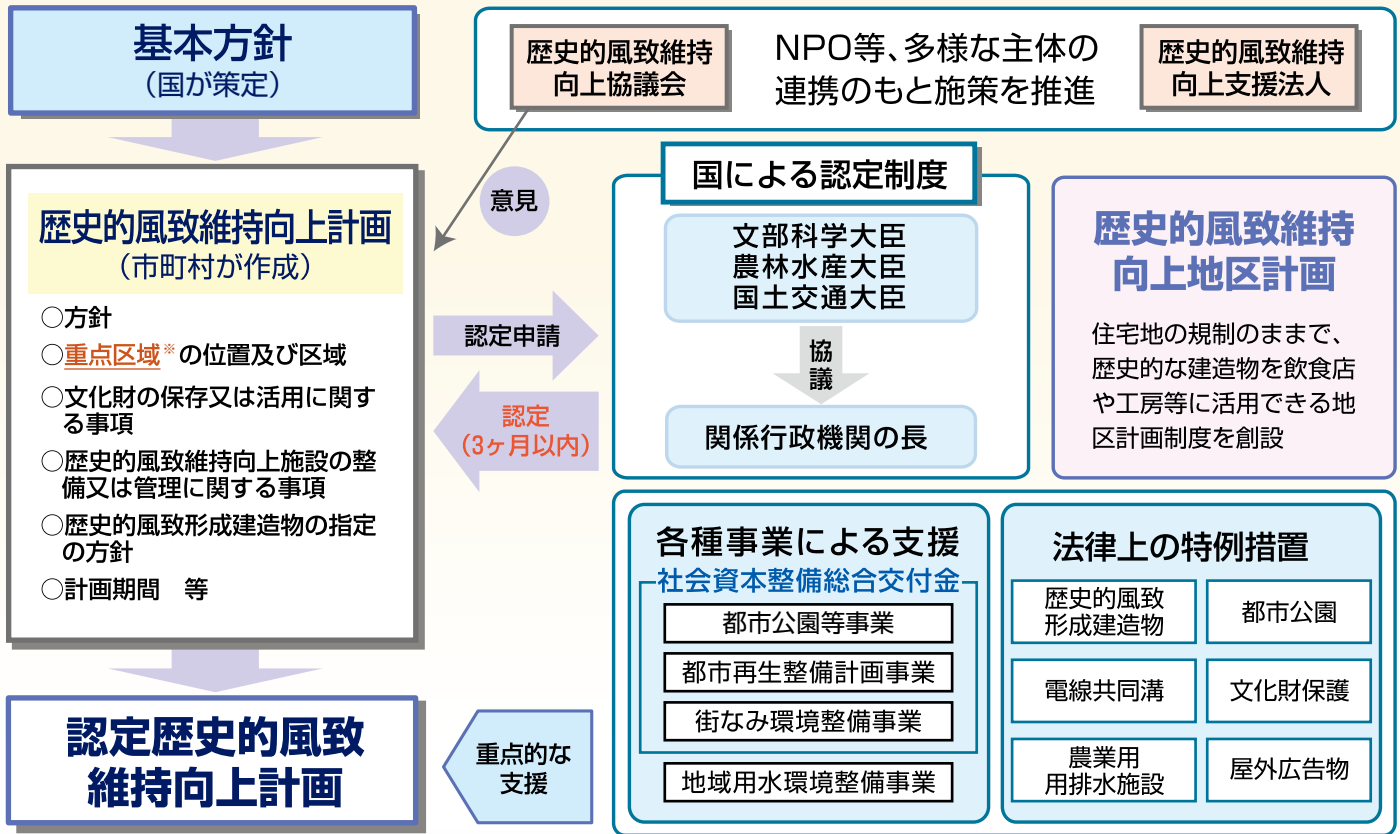
大館囃子の合同練習会

市全域を対象とした事業

- 2-9 歴史的町なみ調査事業
- 3-13 歴史的資源多言語表示案内板(史跡標柱)整備事業
- 3-15 まち歩きマップ作成事業
- 3-16 趣のある風景・建造物ガイドブック作成事業
- 3-17 歴史案内人育成事業
- 3-18 小・中学校社会科副読本作成事業
- 4-19 無形民俗文化財・郷土芸能活動調査支援事業
- 4-20 地域づくり協働推進支援事業
- 4-21 天然記念物(秋田犬)保存及び育成支援事業
- 4-22 伝統的工芸品(大館曲げわっぱ)活動支援事業

歴史まちづくり法の概要

市町村は、国が策定する基本方針に基づき、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を申請できます。
記載すべき事項については、法第5条第2項各号及び主務省令に定められています。



*重点区域とは「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」と、「その周辺の土地の区域」のことをいう。

